

第 22 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第 2 2 回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 2 月 2 1 日 (火) 午後 1 時 1 5 分～午後 2 時 1 5 分
- 2 開催場所 コミュニティセンターおの 2 階 多目的ホール
- 3 出席委員 (農業委員 8 名) (農地利用最適化推進委員 1 4 名)

1 : 住本 浩也	2 : 中尾 正美
3 : 稲岡 卓美	4 : 本岡 俊郎
5 : 小林 衛	6 : 藤本 修造
7 : 政井 武雄	8 : 岸本 富生
9 : 田中 眞司	1 0 : 稲田 保
1 1 : 近田 武司	1 2 : 前田 薫
1 3 : 藤川 良昭	1 4 : 永井 達郎
1 5 : 土井 賢一	1 6 : 増田 種正
1 7 : 長谷川義博	1 8 : 青木 輝剛
1 9 : 藤原 廣典	2 0 : 中井 義則
2 1 : 森本 謙介	2 3 : 横山 和行
- 4 欠席委員 (農業委員 0 名) (農地利用最適化推進委員 1 名)

2 2 : 前田 明弘

- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	多鹿 博昭
事務局	高橋 言
- 6 会議に付した事件
議事
議案第 112 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
議案第 113 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達について
議案第 114 号 転用制限外農地の届出に対する受理について
議案第 115 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段の面積について (別枠面積の解除)
議案第 116 号 農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理権)
議案第 117 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)
報告事項
報告 1 各種証明書の交付
報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 1 0 条第 1 項の規定

による届出の受理

報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理

報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

報告 5 構造改善計画届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

2 月の下旬になったにもかかわらず、午前中の現地調査の際には雪が降ってきた。担当委員の皆さんには、寒い中ご苦労様でした。

本日第 22 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 5 条の許可申請に対する進達、転用制限外農地の届出に対する受理、農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段の面積、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第 22 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長 まず、最初にご報告申し上げます。

22 番 前田明弘委員は、本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

○議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。

このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 3 番 稲岡委員、4 番 本岡委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長　それでは、これより議事に入ります。議案第112号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿)　失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第112号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページの3件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長　議案第112号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　それでは、1番についてですが、小野市農業委員会会議規則第11条の規定により、○番○○委員は退席をお願いします。

(○○委員退席)

○議長　それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番　○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページから4ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 三和町○○○○ ○○○○、譲渡人 三和町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 三和町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、三和町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、三和町○○○○ ○○○○ 地目道路、現況地目田 面積○○○○㎡ 自作地、三和町○○○○ ○○○○ 地目道路、現況地目田 面積○○○○㎡ 自作地、三和町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、三和町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、三和町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、三和町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、三和町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計9筆 合計面

積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人と譲渡人は、親戚関係にあります。譲渡人の体調不良により、譲渡人のすべての農地を10年ほど前から、譲受人が耕作されてきています。このたび、今後のことを考え、また、譲渡人の娘さんも農地はいらないとこのことで、譲渡人から譲受人にすべての農地を引き取ってほしいとの申し出があったものです。譲受人は、会社を経営されていますが、農業用倉庫、乾燥機、トラクター、田植え機等農機具一式を所有されており、農業経営にも熱心に取り組まれており、特に問題はないと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

(〇〇委員着席)

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、2番について説明いたします。

参考資料の、5ページ、6ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、約20年以上前から譲受人が耕作してこられていました。このたび、譲渡人の親が元気なうちに、所有権をはっきりさせておこうとのことから売買の話がまとまったものです。譲受人は農業に積極的で、別段の問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の、7ページ、8ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加古川市八幡町宗佐○○○○ ○○○○、譲渡人 加古川市平岡町新在家○○○○ ○○○○、申請地：所在地 阿形町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、阿形町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、阿形町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計3筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転、新規就農、農地所有適格法人による取得であります。

譲受人は、加古川市内の会社で、農地所有適格法人として、営農型太陽光発電をサポートされています。このたび、当該農地を売買により取得され、営農型太陽光発電を行いたいとのことであります。当該農地は山裾であり、日照時間も短いところですが、キクラゲを栽培したいとのことであります。譲受人の所在地から、申請地までは車で20分程度の距離であり、営農にも問題ないと思われれます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第112号 農地法第3条関係では、申請件数3件、うち許可件数3件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第113号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の3ページをお願いします。

議案第113号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見
を求める。

令和5年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、4ページ、5ページの5件になります。よろしくご審議をお願い
いたします。

○議長 議案第113号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5
条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら
れますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地
調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、9ページ、10ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町○○○○ ○○○○、譲渡人 久保木町○○
○○ ○○○○、申請地：所在地 久保木町○○○○ ○○○○ 地目田
面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、普通自動
車4台、軽自動車1台の露天駐車場および自動車転回場60㎡となる予定
です。第3種農地です。

譲受人が現在使われている事務所が、当該農地の前にありますが、駐車
スペースなどが大変狭くて、苦慮されているようです。また、県道住吉住
永線沿いに位置していますが、カーブがきつくて危険なため、譲受人が譲
渡人に当該農地の譲渡について声をかけたところ、譲渡人も後継者がおら
れず、田畑の管理も大変になってきておれら、良い返事をもらわれたとの
ことでした。別段、問題はないと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

- 〇〇番 〇番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が道路、西側が宅地、南側が道路、北側が水路となっております。
従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。
- 〇事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。
- 〇議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)
- 〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 〇議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。
- 〇議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。
- 〇〇番 〇番〇〇が、2番について説明いたします。
参考資料の、11ページ、12ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 加東市社〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 西脇町〇〇〇〇
〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 西脇町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転、木造平屋建148.22㎡の一般住宅となる予定です。第3種農地です。
譲受人は譲渡人の孫になります。譲受人が当該農地に一般住宅を建てられて住まれる予定にされておられます。また、農地に隣接して譲渡人の新宅にあたる方も住まわれています。当該農地では昨年まで米作りをされていきました。排水等についても問題はないと思えます。
よろしくご審議のほどお願いします。
- 〇議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
- 〇〇番 〇番〇〇が、2番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側と西側が宅地、南側が譲渡人の田、北側が

道路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番について説明いたします。
参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 下来住町○○○○ ○○○○、譲渡人 下来住町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 下来住町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、使用貸借権設定、1階 48.02㎡、2階 40.57㎡の一般住宅となる予定です。第3種農地です。
譲受人は、譲渡人の息子さんです。昨年、農業委員である私に、当該農地を活用して家を建てたいとの相談がありました。当該農地は、圃場整備事業に参加されていたところであり、難しいかもしれないとのことになりましたが、昨年、除外申請をされ、許可がおりたものです。なお、譲受人の実家周辺には、新居を建てるのに適当な良い土地がなかったとのことで、当該農地を転用して建てたいとのことでした。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、3番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が水路、西側が水路と田、南側が田、北側が宅地となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、4番について説明いたします。

参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加古川市加古川町北在家○○○○ ○○○○、譲渡人 奈良県大和郡山市九条町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 敷地町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、鉄骨造2階建、1階74.85㎡、2階56.86㎡の一般住宅となる予定です。第3種農地です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、4番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が田、西側が宅地と水路、南側が水路、北側が道路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。なお、隣接農地の同意書についてですが、隣接農地の所有者の行方が分からないとのことで、その事情を書かれた疎明書

が提出されておりますので、それをもって同意ということで県に進達したいと考えています。

○議長 4番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○○番 ○番、○○です。当該農地は、地縁者でないと買えないとかの条件がある農地ですか？

○事務局 当該農地は、地縁者住宅区域に位置していますので、10年以上その地域、同じ小学校区域にお住いの地縁者でないと購入して住宅を建てることはできません。譲受人はもともとこの地域に住んでおられましたので、地縁者に該当します。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

○議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、5番について説明いたします。

参考資料の、17ページ、18ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 復井町○○○○ ○○○○、譲渡人 加西市和泉町○○○○ ○○○○、所在地 復井町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、復井町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、復井町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、復井町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、復井町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、復井町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、復井町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計8筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、使用貸借権設定、普通車60台1,454㎡の露天駐車場、荷物積み下ろし場2,250㎡、車路1,325㎡、緑地1,318㎡外となる予定です。第3種農地です。

譲受人と譲渡人は親族関係にあります。譲受人の会社の現在の駐車場は

会社所在地から約500m離れたところにあるため、駐車場から会社までの従業員の往復の安全面を心配され、なんとか近くで確保したいこと、また、荷物の積み下ろし場所も狭く、大型車の出入りが頻繁にあり、その場所の安全も確保したいとのことなどの理由から申請に至られたものです。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、5番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が河川敷、西側が田、南側が宅地、北側が譲渡人の田となっております。
従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 5番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第113号 農地法第5条関係では、申請件数5件、うち進達件数5件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理について)

○議長 次に議案第114号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の7ページをお願いします。

議案第114号

転用制限外農地の届出に対する受理について

別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。
令和5年2月21日提出
小野市農業委員会 会長 岸本 富生
詳細は、8ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案、第114号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料は、19ページ、20ページをご覧ください。

届出人 喜多町○○○○ ○○○○、届出地 所在地 喜多町○○○
○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、農業用倉庫としての利用。第1種農地です。

この届出は、○○○○さん（届出人）が、自身の所有農地に198㎡の農業用倉庫を建築されるものです。

○○○○さん（届出人）は現在44歳、会社勤めの傍ら農業に従事しておられます。現在、農機具を外に置かれており、保管場所として農業倉庫がほしいとのことで申請されるに至られたものです。

なお、本申請地のほか、父親名義の鹿野町・菅田町の農地をあわせて7,742㎡を耕作しておられます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が田、北側が本人の田、南側が道路と水路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思っております。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については受理することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については受理することに決定いたします。

○議長 以上、議案、第114号 転用制限外農地の届出に対する受理についての審議は終了いたしました。

(農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について)

(別枠面積の解除)

○議長 次に、議案第115号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書9ページをお願いします。

議案第115号

農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について

(別枠面積の解除)

農地法第3条第2項第5号括弧書きの規定に基づき、小野市農業委員会が定める別段の面積の解除について、審議を求める。

令和5年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

農地法第3条の許可要件の一つである、所有農地の下限面積につきましては、令和元年9月20日開催の第17回農業委員会の議案第92号、及び令和2年9月18日開催の第29回農業委員会の議案第155号で、「現行の「別段の面積40アール」の変更は行わない」こと、とあわせて、遊休農地の有効活用に伴う例外規定で、「移住」に限定し、空き家とセットにした遊休農地の1筆指定による、別枠の農地取得の下限面積として、1アールを設定する、との議決がなされました。さらに、令和3年5月21日開催の第1回農業委員会の議案第3号で、令和3年度から1アール設定を1㎡設定に変更する、との議決がなされ、本年度につきましても、令和4年5月20日開催の第13回農業委員会の議案第63号で引き続き下限面積を1㎡に設定することをご提案し、ご承認いただいております。

す。

これらの議決を受けて、当該要件を満たす「空き家付農地」の物件が現れたことにより、令和4年11月21日開催の第19回農業委員会の議案第97号で「大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇」を1筆単位で1筆指定により、また、令和4年12月21日開催の第20回農業委員会の議案第105号で「下来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇、下来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇及び下来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇」の3筆を1筆単位で3筆指定により、それぞれ1㎡で設定するとの議決がなされたところでございます。

その後、農地法第3条による売買がなされましたので、当該4筆に設定しておりました1㎡の面積設定を解除したく、提案するものでございます。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第115号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について（別枠面積の解除）でございます。ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第115号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について（別枠面積の解除）の審議は終了いたしました。

○議長 次に、議案第116号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課 産業創造課農地整備係の岩崎でございます。よろしく願いいたします。

（農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権））

○議長 次に、議案、第116号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書 11 ページをお願いします。

議案第 116 号

農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

12 ページをお願いします。

市長部局より、令和 5 年 2 月 8 日付で、意見を求められています。

13 ページから 19 ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第 116 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 産業創造課農地整備係の岩崎でございます。農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）説明させていただきます。

農地中間管理事業の概要は、担い手への農地の集積・集約を促すとともに、耕作放棄地の発生を抑制することを目的に平成 26 年度から運用しております。

農地の出し手と受け手の間に農地中間管理機構が介在することで、計画的な配分による集約や、相続等の出し手受け手間の将来的な関係性の不安解消など、その効果が期待されています。

本市においても、制度を活用して農地の集積をすすめていきたいと考えております。

つきましては、集積計画書について決定を頂きたいと思っております。

それでは、計画書の内容について簡潔に説明させていただきます。

まず、賃貸借権の設定についてですが、

13 ページに書いてありますとおり、5 件 13 筆 面積は、〇〇〇〇 m²。これらは、山田町の農地です。

次に、14 ページをご覧くださいますと、

まず、1 番から 5 番までの山田町及び中町の農家 5 軒から申し出のあった 13 筆、合計 〇〇〇〇 m²の農地を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるものです。

これらは、最終的には、山田町の中心経営体である 〇〇〇〇に貸し付け

るものです。

参考地図、「山田町集積図」をご覧ください。黄緑色の部分が以前から〇〇〇〇 〇〇〇〇（山田町の中心経営体）が耕作されている農地、青色地黒色点線枠が今回貸し付けられる農地です。

次に、使用貸借権の設定についてですが、

15ページに書いてありますとおり、92件 321筆 面積は、〇〇〇〇m²。これらは、西脇町、大島町及び片山町の農地です。

16ページから19ページをご覧くださいと、

まず、1番から66番までの西脇町及び明石市の農家66軒から申し出のあった200筆、合計〇〇〇〇m²の農地を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるものです。

これらは、最終的には、西脇町の中心経営体である〇〇〇〇氏（後述A）、〇〇〇〇氏（後述B）、また、出し手自身に貸し付けるものです。

参考地図、「西脇町集積図」をご覧ください。青色の部分が担い手〇〇〇〇氏（前述A）のもの、黄色の部分が担い手〇〇〇〇氏（前述B）のもの、赤色の部分は、非担い手ということで、ご自身の農地をご自身に貸し出されるという形で取り扱わせていただくものです。なお、黒色斜線部分は以前から貸付されている農地です。

次に、67番から92番までの大島町の農家26軒から申し出のあった121筆、合計〇〇〇〇m²の農地を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるものです。

こちらは、最終的には、西脇市の中心経営体である〇〇〇〇氏（後述C）及び出し手自身に貸し付けるものです。

参考地図、タイトルはありませんが、黄色と青色で分けられている縦長のものが、大島町の図面です。青色の部分が担い手〇〇〇〇氏（前述C）が借りられる農地、黄色の部分が貸して自身がまた新たに借りられる農地となっています。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。

○15番 15番、土井です。大島町の農地を借りられる担い手〇〇〇〇さん（前述C）はどの地域にお住まいなのでしょう？

○産業創造課 〇〇〇〇さん（前述C）は、現在、小野市にお住まいの方です。以前から現在まで西脇市で営農活動をされています。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

○議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第116号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）に関する審議は終了いたしました。

(産業創造課退席)

(農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）)

○議長 次に議案第117号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書21ページをお願いします。

議案第117号

農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和5年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

22ページをお願いします。

市長部局より、令和5年2月8日付で、意見を求められています。

23ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は、

広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん で、農地3筆、〇〇〇〇㎡を、売買により取得されます。

24ページをご覧ください。所有権の移転をする者は、喜多町〇〇〇〇 〇〇〇〇さんでございます。

〇〇〇〇（所有権移転を受ける者）さんは、現在、経営耕地面積〇〇〇〇㎡の認定農業者です。

今回の計画内容につきましては、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第117号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」でございます。
本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第117号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）に関する審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項 1から5までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 25ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和5年1月1日～令和5年1月31日)

令和5年2月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 耕作証明 番号1 住所 中谷町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 軽油免税申請

以下、記載のとおり、証明書につきましては、耕作証明のみ12件、使用目的はすべて軽油免税申請です。

引き続きまして26ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年1月1日～令和5年1月31日)

令和5年2月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 垂井町
〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇
地目田 面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、宅地の一部 所有権移転
令和5年1月23日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

非常に狭小な面積ですが、既に塀の一部になっていたところを転用して
いなかったとのことで届出があったものです。

以上、記載のとおり、農地法施行令第10条第1項の規定による届出は、
1件 1筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして27ページ、28ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定
による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和5年1月1日～令和5年1月31日)

令和5年2月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 敷地町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 敷地町〇〇
〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 葉多町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇
〇〇㎡

住永町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇
〇〇㎡

以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡

摘要 令和5年1月6日 農地法3条 使用貸借権 合意解約

以下、記載のとおり、解約通知につきましては、合計5件 32筆 〇
〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして29ページから32ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したの
で報告する。

(受理期間 令和5年1月1日～令和5年1月31日)

令和5年2月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡
人(被相続人) 浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡

浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡
浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡
浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡
以上合計4筆 合計面積〇〇〇〇㎡

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和5年1月6日受理
農地法3条の3第1項の届出はすべて相続による所有権の取得が13
件で、合計66筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして33ページをご覧ください。

報告5

下記のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届が提出されたので
報告する。

（受理期間 令和5年1月1日～令和5年1月31日）

令和5年2月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 檜山町〇〇〇〇 〇〇〇〇、所在地 檜山町〇〇〇〇
〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡

理由・事業計画といたしまして、水路の末端に位置し、毎年水量不足に
なるため、40cm程盛土をして半分を樹園地として利用する。施工期間
は令和5年1月31日から令和5年2月28日までとなっております。
以上、記載のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届につきまし
ては、合計1件 1筆 〇〇〇〇㎡でございます。

報告は、以上です。

○議長 報告1から5について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日より予定いたしました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ
いました。

これをもちまして、第22回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和5年2月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員3番

議事録署名委員4番